

公立鳥取環境大学自己点検・評価実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、公立鳥取環境大学学則第2条第3項の規定に基づき、公立鳥取環境大学における教育研究活動の状況について、定期的に自ら点検及び評価を実施するために必要な事項を定めるものとする。

(実施組織)

第2条 前条に規定する点検及び評価（以下「自己点検・評価」という。）の実施組織は、公立大学法人公立鳥取環境大学組織規程第11条第1項第5号に定める自己点検・評価委員会（以下「委員会」という。）とする。

(評価事項)

第3条 自己点検・評価は次に掲げる事項について行う。

- (1) 法令適合性の保証
- (2) 教育研究の水準の向上
- (3) 特色ある教育研究の進展

(実施時期)

第4条 自己点検・評価は、内部質保証の進捗状況を適切に把握できるように定期的に行うものとする。

(報告等)

第5条 委員会は、自己点検・評価の結果を学長に報告しなければならない。

(報告への対応)

第6条 学長は、前条により報告を受けた自己点検・評価の結果については、内部質保証推進会議に対して、次に掲げる業務を命じなければならない。

- (1) 本学における自己点検・評価結果の適切性及び有効性の評価
- (2) 前号に関する改善すべき事項に関する審議

(事務)

第7条 自己点検・評価に関する事務は、総合戦略課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、自己点検・評価について必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成27年規程第31号）
この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成27年規程第32号）
この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成30年規程第17号）
この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成31年規程第19号）
この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和元年規程第5号）
この要綱は、令和元年6月10日から施行する。

附 則
この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則
この要綱は、令和2年4月28日から施行する。